

# ≪手配旅行契約の部≫

---

## 第1章 総 則

---

(適用範囲)

### 第1条

- 1 当社が旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
- 2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

(用語の定義)

### 第2条

- 1 この約款で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
- 2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
- 3 この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金(変更手数料金及び取消手数料金を除きます。)をいいます。
- 4 この部で「通信契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申込みを受けて締結する手配旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ旅行代金等を第16条第2項又は第5項に定める方法により支払うことを内容とする手配旅行契約をいいます。
- 5 この部で「電子承諾通知」とは、契約の申込みに対する承諾の通知であって、情報通信の技術を利用する方法のうち当社が使用する電子計算機、ファクシミリ装置、テレックス又は電話機(以下「電子計算機等」といいます。)と旅行者が使用する電子計算機等とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行うものをいいます。
- 6 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

(手配債務の終了)

### 第3条

当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不相当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金(以下「取扱

料金」といいます。)を支払わなければなりません。通信契約を締結した場合においては、カード利用日は、当社が運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった旨、旅行者に通知した日とします。

(手配代行者)

#### 第4条

当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

---

## 第2章 契約の成立

---

(契約の申込み)

#### 第5条

- 1 当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。
- 2 当社と通信契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員番号及び依頼しようとする旅行サービスの内容を当社に通知しなければなりません。
- 3 第1項の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。

(契約締結の拒否)

#### 第6条

当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- (2) 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- (3) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (4) 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (5) その他当社の業務上の都合があるとき。

(契約の成立時期)

#### 第7条

- 1 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受理した時に成立するものとします。
- 2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が第5条第2項の申込みを承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

(契約成立の特則)

#### 第 8 条

- 1 当社は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。
- 2 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

(乗車券及び宿泊券等の特則)

#### 第 9 条

- 1 当社は、第 5 条第 1 項及び前条第 1 項の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする手配旅行契約であって旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。
- 2 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

(契約書面)

#### 第 10 条

- 1 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。
- 2 前項本文の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

(情報通信の技術を利用する方法)

#### 第 11 条

- 1 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面又は契約書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」といいます。)を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。
- 2 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル(専ら当該旅行者の用に供するものに限り)に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

(契約内容の変更)

## 第12条

- 1 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。
- 2 前項の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更にあずかる費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更手続料金を支払わなければなりません。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。

(旅行者による任意解除)

## 第13条

- 1 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。
- 2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受けた旅行サービスの対価として、又ははまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

(旅行者の責に帰すべき事由による解除)

## 第14条

- 1 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することがあります。
  - (1) 旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき。
  - (2) 通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。
  - (3) 旅行者が第6条第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したとき。
- 2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

(当社の責に帰すべき事由による解除)

## 第15条

- 1 旅行者は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。
  - 2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当社は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に收受した旅行代金を旅行者に払い戻します。
  - 3 前項の規定は、旅行者の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。
-

## 第4章 旅行代金

---

(旅行代金)

### 第16条

- 1 旅行者は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払わなければなりません。
- 2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日とします。
- 3 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
- 4 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。
- 5 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合であって、第3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして当該費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。ただし、第14条第1項第2号の規定により当社が手配旅行契約を解除した場合は、旅行者は、当社の定める期日までに、当社の定める支払方法により、旅行者が当社に支払うべき費用等を支払わなければなりません。

(旅行代金の精算)

### 第17条

- 1 当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用で旅行者の負担に帰すべきもの及び取扱料金(以下「精算旅行代金」といいます。)と旅行代金として既に收受した金額とが合致しない場合において、旅行終了後、次項及び第3項に定めるところにより速やかに旅行代金の精算をします。
- 2 精算旅行代金が旅行代金として既に收受した金額を超えるときは、旅行者は、当社に対し、その差額を支払わなければなりません。
- 3 精算旅行代金が旅行代金として既に收受した金額に満たないときは、当社は、旅行者にその差額を払い戻します。

---

## 第5章 団体・グループ手配

---

(団体・グループ手配)

### 第18条

当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

(契約責任者)

### 第19条

- 1 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成者」といいます。)の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引及び第22条第1項の業務は、当該契約責任者との間で行います。

- 2 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出し、又は人数を当社に通知しなければなりません。
- 3 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 4 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(契約成立の特則)

#### 第 20 条

- 1 当社は、契約責任者と手配旅行契約を締結する場合において、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾することがあります。
- 2 前項の規定に基づき申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約を締結する場合には、当社は、契約責任者にその旨を記載した書面を交付するものとし、手配旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとしします。

(構成者の変更)

#### 第 21 条

- 1 当社は、契約責任者から構成者の変更の申出があったときは、可能な限りこれに応じます。
- 2 前項の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少及び当該変更に要する費用は、構成者に帰属するものとしします。

(添乗サービス)

#### 第 22 条

- 1 当社は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに添乗員を同行させ、添乗サービスを提供することがあります。
- 2 添乗員が行う添乗サービスの内容は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。
- 3 添乗員が添乗サービスを提供する時間帯は、原則として、8 時から 20 時までとします。
- 4 当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければなりません。

---

## 第 6 章 責 任

---

(当社の責任)

#### 第 23 条

- 1 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第 4 条の規定に基づいて手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます。)が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- 2 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

3 当社は、手荷物について生じた第 1 項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあつては 14 日以内に、海外旅行にあつては 21 日以内に当社に対して通知があつたときに限り、旅行者 1 名につき 15 万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

(旅行者の責任)

#### 第 24 条

- 1 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被つたときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。
- 2 旅行者は、手配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の手配旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- 3 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

---

### 第 7 章 弁済業務保証金

---

(弁済業務保証金)

#### 第 25 条

- 1 当社は、一般社団法人日本旅行業協会(東京都千代田区霞ヶ関 3 丁目 3 番 3 号 全日通霞が関ビル)の保証社員になっております。
- 2 当社と手配旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、前項の一般社団法人日本旅行業協会が供託している弁済業務保証金から 11,000,000 円に達するまで弁済を受けることができます。
- 3 当社は、旅行業法第 49 条 第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納付しておりますので、同法第 7 条第 1 項に基づく営業保証金は供託しておりません。

(更新日 : 2020 年 5 月 14 日)

# 旅行業務取扱料金表

## 国内旅行

### 手配旅行に係る取扱料金

内容		料金	備考欄
取扱料金	運送・宿泊機関等の複合手配旅行の場合	ご旅行費用総額の 20%以内	下限は各取扱料金の合算額とします。
	宿泊・運送機関のみの手配の場合	1 手配につきご旅行費用総額の 20%以内 (下限 1,100 円)	イ 同一施設に連泊の場合は1手配として扱います。
	観光・入場・食事・その他のサービス機関の手配の場合	1 手配につきご旅行費用総額の 20%以内 (下限 1,100 円)	ロ 運送の場合は原則として往復の場合は2手配となります。
変更手続料金	運送・宿泊機関等の予約変更	1 手配につきご旅行費用総額の 20%以内 (下限 1,100 円)	イ 手配着事後の変更・取消より申し受けます。
取消手続料金	運送・宿泊機関等の予約取消・払戻		ロ 左記料金のほか、運送・宿泊機関等の定める取消料・違約料を別途申し受けます。
添乗サービス料金	添乗サービス	添乗員 1 人 1 日当たり 44,000 円	添乗員の宿泊費その他添乗員が同行するために必要な経費は別途申し受けます。
通信連絡料金	お客様のご依頼により緊急に現地手配・取消・変更等のため通信連絡を行った場合	1 件につき 550 円	電話・FAX 等の通信実費は別途申し受けます。
(旅行相談契約) 相談料金	旅行計画作成のための相談・助言	基本料金 (30 分まで) 2,200 円 以降 30 分につき 2,200 円	
	旅行日程表の作成	1 件 3,300 円	
	旅行費用見積書の作成	1 件 3,300 円	
	旅行地及び運送・宿泊機関等に関する情報提供	資料 (A4 版) 1 枚につき 2,200 円	
	お客様のご依頼による出張依頼	上記項目に 5,500 円増し	

(注1) 変更手続料金は変更後の料金代金に含みます。

(注2) 「旅行費用」とは運賃・宿泊料その他の名目で、運送・宿泊機関等に対して支払う費用をいいます。

(注3) お客様からのお申し出により旅行を中止される場合でも、取扱料金は払戻しいたしません。

(注4) 上記の運送機関とは、JR・航空を除く私鉄・バス・フェリー等をいいます。

(注5) 上記料金には、消費税が含まれています。

## 海外旅行

### 手配旅行に係る取扱料金

内容		料金	備考
取扱料金	航空件とホテル等の複合手配旅行の場合	ご旅行費用総額の 20%以内	
	ホテル・レンタカーの予約	1 手配につきご旅行費用総額の 20%以内 (下限 1,100 円)	
	現地交通機関 (船舶・鉄道・バス等)		
	入場券・現地観光・その他サービスの予約		
国際航空券の予約発券			
変更手続料金	ホテル・レンタカーの予約変更 (クーポンの切替、再発行を含む。)	1 手配につきご旅行費用総額の 20%以内 (下限 1,100 円)	イ 複数手配の場合も左記料金を申し受けます。 ロ 入場券の変更・取消払戻はできません。 ハ 航空券の変更は該当航空券をお求めいただいた箇所のみ対応となります。 ニ 航空会社は、ホテル等旅行サービス提供機関及び外国旅行会社、代売会社等に支払う取消料は別途申し受けます。
	鉄道・船舶・バス等交通機関の予約変更 (クーポンの切替、再発行を含む。)		
	観光その他サービスの予約変更		
	航空券の変更		
取消手続料金	ホテル・レンタカーの予約取消・払戻	1 手配につきご旅行費用総額の 20%以内 (下限 1,100 円)	
	鉄道・船舶・バス等交通機関の予約取消・払戻 (バス類を含む。)		
	現地観光その他サービスの予約取消・払戻		
	航空券の予約取消 未使用航空券の精算手続		
添乗サービス料金	添乗サービス	添乗員 1 人 1 日当たり 66,000 円	添乗員宿泊費他、添乗員同行のために必要な経費は別途申し受けます。
空港への送迎サービス料金		送迎係員 1 名につき 22,000 円	イ 交通費・宿泊費は別途申し受けます。 ロ 22 時から 5 時までの間、又は日曜祝日の場合は、5,500 円増しになります。
通信連絡料金	お客様のご依頼で現地等へ連絡した場合	1 件につき 3,300 円	電話・FAX 等の通信実費は別途申し受けます。
(旅行相談契約) 相談旅行	旅行計画作成のための相談・助言	基本料金 (30 分まで) 5,500 円	交通費は別途申し受けます。
	旅行日程表の作成	1 件 3,300 円	
	旅行費用見積書の作成	1 件 3,300 円	
	旅行地及び運送・宿泊機関等に関する情報提供	資料 (A4 版) 1 枚につき 2,200 円	
	お客様のご依頼による出張依頼	上記項目に 5,500 円増し	

(注1) 変更手続料金は変更後の旅行代金に含みます。

(注2) 変更手続料金及び取消手続料金は、手配着事後より申し受けます。

(注3) 航空券の内、PEX 運賃航空券については各航空会社が定める期日までに航空券を発券することが義務づけられており、発券後の変更の取扱いは各航空会社の規定によります。

(注4) 同一の手配を同時に行なう場合は複数名でも「1 手配」と数えます。手配日、利用日、利用区間、利用機関が異なる場合はそれぞれ「1 手配」と数えます。

(注5) 上記料金には、消費税が含まれています。

# 旅行業務取扱料金表

## 渡航手続代行契約

内容		料金	備考
旅券	(1)旅券申請書類の作成代行	お一人につき 4,400 円	イ 再発給、増補等の申請の場合も含まれます。
	(2)(1)と申請又は受領のため都道府県への同行案内	(1)の料金の 11,000 円増し	ロ 旅券印紙・証紙代は含まれていません。
	(3)(1)と代理申請又は代理受領	(1)の料金の 5,500 円増し	ハ 同行又は代理申請・受理をする場合の社員の交通費及び郵送実費は別途申し受けます。
	(4)(1)と緊急渡航手続又は特殊手続が必要な時	(1)の料金の 5,500 円増し	
出入国記録	(1)出入国記録類の作成代行	お 1 人 1 ヶ国につき 4,400 円	目的国の書類が入手できない場合の書類作成はお引き受けできません。
	(2)出入国記録類を追加作成した時	1 ヶ国追加枚に 1,100 円	
査証	(1)査証の申請書作成又は申請書作成と申請代行	お 1 人 1 ヶ国につき 27,500 円以内	イ 査証料・審査料は別途実費を申し受けます。
	(2)アメリカ ESTA の登録と確認証の発行、登録内容の確認	お 1 人 1 件につき 6,600 円	ロ 申請書を除く書類の作成費用は左記(2)～(13)のとおり別途申し受けます。
	(3)オーストラリア ETAS の登録と確認証の発行、登録内容の確認と修正、再発行	お 1 人 1 件につき 3,300 円	
	(4)英文日程表の作成	1 書類につき 3,300 円	
	(5)英文予約確認書(航空及びホテル)作成代行	1 書類につき 3,300 円	書式確認の上会社印等の押印、及び書類の記載内容についての最終的な責任はお客様に帰属します。
	(6)身元保証書、Affidavit、Letter of Certificate 等の英訳代行	1 書類につき 4,400 円	
	(7)公証人役場での公証の代理申請・受領	お 1 人 1 件につき 6,050 円	公証料の別途実費を申し受けます。
	(8)外務省、各国大使館等官公庁での公印証明(認証)の代理申請・受理	お 1 人 1 件につき 5,500 円	認証料等がかかる場合は別途実費を申し受けます。
	(9)健康診断書、警察証明書等の代理受領	お 1 人 1 件につき 5,500 円	—
	(10)再入国許可申請手続の代行	お 1 人 1 件につき 13,200 円	
	(11)査証要否の確認書面の作成	お 1 人 1 件につき 2,750 円	査証要否を確認するために特別な調査を要する場合に申し受けます。
	(12)上記以外の手続き及びそれらに付随する業務	お 1 人 1 件につき 11,000 円	必要な場合は、別途実費を申し受けます。
	(13)上記手続の緊急手続	お 1 人 1 件につき 11,000 円増し	—
予防接種	予防接種証明書の検印の取得代行	お 1 人 1 件につき 3,300 円 本人出頭に当社係員が同行する場合は 2,200 円増し	—
(旅行相談契約) 相談料金	(1)留学・長期滞在・移民・国際結婚等特殊な目的を伴う渡航相談及び情報提供	基本料金(30分まで) 6,600 円 以降 30分につき 3,300 円	交通費は別途申し受けます。
	(2)お客様のご依頼による出張相談	上記項目 5,500 円増し	

- (注1) 上記の料金には電話料、通信費、送料等の実費は含まれていません。実費を別途申し受ける場合があります。
- (注2) 同行案件の交通実費、代理申請・受領の交通実費、送料実費、書類作成のための通訳料は別途申し受けます。
- (注3) お客様の事情で査証が取得できない場合があっても、上記料金を申し受けます。
- (注4) 上記料金は旅行を中止する場合でも払い戻しいたしません。
- (注5) 上記料金には、消費税が含まれています。